

【案件番号：550004383】

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を改正する件の案

【総論】

基本方針案において、地産地消、地域マイクログリッド、非常用電源、農業施設への給電、荒廃農地の再生など、営農型太陽光発電がもたらす多様な公益的価値を認めている点は高く評価します。

しかしながら、その具体的要件として示された「遮光率 30%未満」「年間 50 万円以上の生産・販売実績」「地域で一般的な品目・販路」「最低地上高 3m・通路幅 4m」などの画一的な事前参入規制は、最新の科学的知見や国際的動向と乖離しており、農業の多様化、技術革新、気候変動適応型 APV の普及を阻害します。一律の事前足切りから、性能基準・実績評価・透明なモニタリングを軸とした実効的なガバナンスへと転換することを強く求めます。

【該当箇所】

第 2 の 1(6)（営農型太陽光発電の適正化）、第 4 の 2（健全な発展に資する取組の例示）、第 5 の 1(4)（市町村の目標設定）、第 5 の 7（設備整備計画の認定・更新・取消し基準）

【意見】

画一的な事前参入基準（遮光率 30%未満、年間 50 万円実績、寸法規定等）を撤廃または性能評価基準へと改め、品目・地域特性に応じた代替評価ルートの創設、多様な担い手の参入容認、質の高い事業への政策的インセンティブ付与、及び全国データベースを活用した事後モニタリング体制を確立すること。

【理由および具体的修正案】

1. 遮光率 30%未満を一律の足切り基準とせず、代替評価ルートを設けること
（理由）

遮光率は設備配置の指標の一つに過ぎず、農作物への生理的影響は、作物品種、光飽和点、地域の気候・標高、土壌条件、季節変動、パネルの高さ・角度・間隔、追尾式（可動式）の制御技術等によって根本的に異なります。

近年のシステマティックレビュー（Widmer et al., 2024; Ali Abaker Omer et al., 2025）では、画一的な遮光率ではなく、作物ごとの「日積算光量（Daily Light Integral : DLI）」や微気候（地温・湿度・蒸発散量）の動的制御が決定要因であることが実証されています。また、農林水産省自身が公表している優良事例集においても、遮光率 68.5%のばれいしょ、33%の大豆、40%の茶、37%のブルーベリー等、30%を超えて高収量・高品質を両立している事例が多数存在します。

海外の制度を見ても、ドイツの DIN SPEC 91434 規格や EEG（再生可能エネルギー法）では農業利用可能面積や参照収量比較が用いられ、イタリアの MASE（環境・エネルギー安全保障省）ガイドラインでも土地占有率（LAOR 40%以下）と農業継続性の機能評価が用いられており、単

一の遮光率のみで参入を排除する国はありません。

(修正案)

- ・遮光率 30%未満は「追加立証を省略できる簡易審査の目安」として位置づけ、絶対的な足切り基準としないでください。
- ・遮光率 30%以上であっても、品目特性、日射シミュレーション、対照区データ、類似気候下での実績、専門家（普及指導員・試験場等）の知見、追尾式制御計画等により適正な営農継続が可能であることを示す「代替評価ルート」を基本方針に明記してください。
- ・特例要件の科学的根拠を「公的機関・大学による複数年の試験栽培」のみに限定せず、民間実証データ、第三者検証機関の評価、条件付き認定と事後モニタリングによる確認も広く認めてください。

2. 年間 50 万円実績、品目、販路、収穫開始時期の一律排除要件の見直し

(理由)

「年間 50 万円以上の生産・販売実績」や「地域で一般的な品目・販路」「3 年以内の収穫」を参入要件とすることは、営農型太陽光の最大の政策的価値である「新規就農支援」「農業経営の多角化」「高付加価値作物の導入」「荒廃農地再生」と真っ向から矛盾します。営農型発電による電力自家消費や安定収入こそが就農初期の脆弱な経営を支える手段であるにもかかわらず、過去の実績を参入条件とすることは手段と目的の逆転です。また、果樹や茶などの多年生作物、有機栽培、加工・直販型農業は軌道に乗るまで一定の年数を要します。

(修正案)

- ・年間 50 万円基準は「営農継続性を示す参考指標の一つ」ととどめ、単独の参入足切り要件としないでください。
- ・認定新規就農者計画、指導農業士や農業法人の伴走支援、実需者との事前売買契約、専門家の助言を受けた営農計画等を正規の代替証明として認めてください。
- ・地域流通品目のみならず、契約栽培、加工用作物、六次産業化、地域特産品を広く認めてください。多年生作物等については、作物の生理特性に応じた合理的な「営農確立期間（5～7 年等）」と段階的な目標設定を許容してください。

3. 最低地上高 3m・通路幅 4m を一律基準から「性能基準」へ改めること

(理由)

必要な空間寸法は、栽培品目（水稻、露地野菜、果樹、飼料作物等）や使用する農業機械のサイズ（手作業、歩行型小型農機、大型トラクター等）によって全く異なります。手作業や小型管理機が中心の営農に 4m の通路幅や 3m の高さを義務付けることは、架台構造の過剰補強によるコスト高、強風リスクの増大を招くだけです。

(修正案)

「実際に使用する農業機械、栽培方式、作業動線に照らし、安全かつ効率的な農作業が可能であること」という性能基準に改め、図面と営農計画に基づく個別確認としてください。

4. 認定期間・更新手続の予見可能性確保と市町村目標からの除外規定の撤廃

(理由)

基本方針案において認定期間の標準が曖昧であり、さらに市町村の再エネ目標から営農型太陽光を一律に除外する規定（第5の1(4)）は、自治体が地域共生型 APV を積極的に位置づける意欲を減退させます。

(修正案)

- ・ 認定期間について、一時転用許可期間や資金調達期間（10～20 年）と整合した標準を示し、違反のない優良事業者は原則として更新（ファストトラック）できる規定を設けてください。
- ・ 市町村の目標設定において、営農型太陽光を一律に除外せず、営農継続面積、農業所得向上額、地域内電力利用量、荒廃農地再生面積等の複合指標を設定可能としてください。

5. 質の高い優良事業に対する政策的インセンティブと実効的モニタリングの確立

(理由・修正案)

規制強化のみならず、米国のマサチューセッツ州 SMART プログラム（加算措置）やイタリア PNRR（先進的 APV への投資支援）のように、地域主体、荒廃農地再生、地域 PPA・防災給電等を行う優良事業に対する金融支援（長期低利融資・信用保証等）や優先審査枠を設けてください。

また、毎年の報告データを全国共通データベースに蓄積・分析し、気象災害や病虫害による単収低下の理由を適切に考慮した上で、問題事業者への重点監督と、制度全体の科学的知見に基づく定期的な見直し（3 年ごとの見直し条項）を実施してください。

【参考文献】

・ 農林水産省. (2026). 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を改正する件の案（案件番号 550004383）.

・ 農林水産省. (2026). 営農型太陽光発電の取組事例.

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>

・ Widmer, J., Christ, B., Grenz, J., & Norgrove, L. (2024). Agrivoltaics, a promising new tool for electricity and food production: A systematic review. *Renewable and Sustainable Energy Reviews*, 192, 114277.

<https://doi.org/10.1016/j.rser.2023.114277>

・ Ali Abaker Omer, A., Li, M., Zhang, F., Hassaan, M. M. E., El Kolaly, W., Zhang, X., Lan, H., Liu, J., & Liu, W. (2025). Impacts of agrivoltaic systems on microclimate, water use efficiency, and crop yield: A systematic review. *Renewable and Sustainable Energy Reviews*, 221, 115930.

<https://doi.org/10.1016/j.rser.2025.115930>

・ DIN Deutsches Institut für Normung e. V. (2021). DIN SPEC 91434:2021-05, Agri-Photovoltaik-Anlagen: Anforderungen an die landwirtschaftliche Hauptnutzung.

・ Bundesnetzagentur. (2021). Festlegung zu den Anforderungen an besondere Solaranlagen nach der Innovationsausschreibungsverordnung.

・ Ministero dell’Ambiente e della Sicurezza Energetica [MASE]. (2022/2024). Linee guida in materia di impianti agrivoltaici / Decreto incentivo agrivoltaico innovativo.

・ Massachusetts Department of Energy Resources. (2026). SMART 3.0 Program details.

- New Jersey Board of Public Utilities. (2025). Dual-Use Solar Energy Pilot Program.